

身体的拘束最小化のための指針

1. 身体的拘束に関する基本的な考え方

患者様の「尊厳の保持」及び「療養環境の質の保持」の観点から、患者様他の患者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わないこと。また、こうした組織風土の醸成に努めること。

病院長を中心に身体的拘束を原則として行わないという組織風土を醸成し、組織的に質の高い取り組み体制を整える。

2. 身体的拘束最小化に向けての基本方針

当院では、患者様の基本的人権を尊重し、生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。

1) 身体的拘束の定義

「身体的拘束とは、抑制帯等を使用し、患者様の身体または衣類に触れる何らかの用具を使用して、一時的に該当患者様の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいうこと」令和6年度診療報酬改定より

2) 緊急やむを得ない状態とは、以下の3つの要件を満たした状態である。

・切迫性

患者様本人または他の患者様の生命または身体が危険にさらされる危険性が著しく高いこと。

・非代替性

身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

・一時性

身体的拘束が一時的であること。

3) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、身体的拘束マニュアルに準じて行う。

4) 鎮静を目的とした薬物の使用については、適正使用に努める。

3. 身体的拘束最小化のための体制

1) 身体的拘束最小化チームの設置

(1) 身体的拘束最小化チームの構成員

医師・看護師・薬剤師・理学療法士・医療安全管理者

(1) チームの役割

①身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。

②定期的なラウンドを行い、身体的拘束の解除に向けて代替手段等を検討する。

③身体的拘束最小化に関する全職員への指導、教育を年2回以上実施する。

(身体的拘束の代替手段に関する内容、患者様の尊厳の保持の重要性に関する内容)

④定期的な指針・マニュアルの見直しを行い、職員へ周知する。

(薬物の適正使用に関する内容も盛り込むこと)

2026年4月20日

身体的拘束最小化チーム